

令和4年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：長生郡市広域市町村圏組合

1. 全職員に係る情報

| 職員区分 | 男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合) |
|-------------------|---------------------------------|
| 任期の定めのない常勤職員 | 86.4% |
| 任期の定めのない常勤職員以外の職員 | 39.9% |
| 全職員 | 74.7% |

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

| 役職段階 | 男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合) |
|-------------|---------------------------------|
| 本庁部局長・次長相当職 | —% |
| 本庁課長相当職 | 78.3% |
| 本庁課長補佐相当職 | 104.1% |
| 本庁係長相当職 | 96.2% |

(2) 勤続年数別

| 勤続年数 | 男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合) |
|--------|---------------------------------|
| 36年以上 | 79.4% |
| 31～35年 | 89.3% |
| 26～30年 | 93.1% |
| 21～25年 | 93.5% |
| 16～20年 | 78.2% |
| 11～15年 | 103.0% |
| 6～10年 | 90.7% |
| 1～5年 | 88.8% |

【説明欄】

- ・対象期間：令和4年度（令和4年4月1日～令和5年3月31日）
- ・任期の定めのない常勤職員：他団体から当組合への派遣職員を含む
- ・任期の定めのない常勤職員以外の職員：再任用職員、任期付職員、会計年度任用職員
- ・短時間勤務の職員については、勤務時間を基礎として職員数を換算
- ・給与：基本給、超過勤務手当、賞与等を含み、通勤手当（非課税）等の実費経費や退職手当を除く
- ・役職段階別について、本庁部局長・次長相当職は女性の職員がいないため、「—」と記載
- ・給与水準の高い医師に男性が多いため、相対的に給与の低い職員が女性に偏っている

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。